

ネットとうほくがNPO法人として成立してから10年が経過しました。これまでのご支援に感謝申し上げますとともに、引き続きのご支援、活動へのご参加をお願いいたします。



## ■2023年度第5回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2024年1月16日(火)18:00分から、仙台弁護士会館において、2023年度第5回消ラボを開催しました。Zoomでの参加も含めて22名の参加がありました。



講師 栗原由紀子教授

今回は、「申請代行・サポートサービスの問題点～火災保険申請サポートサービスにおけるトラブルについて～」をテーマに、尚絅学院大学の栗原由紀子教授が講義を行いました。

本年1月1日にも能登半島での大地震が発生したばかりですが、近年、台風や地震といった自然災害が多発しています。これに乗じて、「火災保険金(地震保険)を利用すれば自己負担金ゼロで自宅を修繕・リフォームできる(大きなお金が入る)」といった助言やサポートを行い、支払われた保険金から大きな割合を取得するような事業者が増えています。このような事業者にはどのような法的問題点があるのかについて、ご報告いただきました。

まず、行政における処分例、裁判例などが報告されました。これらの事業者との契約では、①強引な勧誘、「無料」と謳った勧誘、不実告知、②高額な違約金の請求、③クーリング・オフ妨害、④高額な成功報酬(また、それによる修補が困難になる点)といった内容のトラブルがあるようです。

このような事業者との契約の多くは消費者の自宅で行われることから、特定商取引法の訪問販売に該当すること、同法による行政処分、民事法の規定の適用により被害解決が図れること、高額な違約金については消費者契約法などの適用の必要性があることなどが報告されました。

意見交換では、そもそも、このようなサポート・助言については、自身の加入する保険会社に被害を報告すれば、各保険会社による損害調査が行われることから、サポート・助言の必要性が乏しいという問題がある点を確認される一方、保険会社による家屋の被害の認定にも一定の問題があることには留意が必要であろうとの意見などが出されました。

次回は3月19日(火)18:00から、「データサイエンスと個人情報保護法」をテーマに、福島大学の山崎暁彦准教授が講義を担当します。

### 「先端消費者法問題研究—研究と実務の交錯—」

#### 第3巻発行のお知らせ

2015年6月から開催している消ラボの成果をまとめた書籍の第3巻を(株)民事法研究会より発行致しました。学者の論稿の他、弁護士等による「実務へのアプローチ Q&A」がギュッと詰まったこの書籍、あなたのお手元にも1冊いかがですか。(定価2,600円+税)

お申し込み・お問い合わせはネットとうほく事務局まで。

## ■令和5年度春・適格消費者団体連絡協議会に参加しました

全国の適格消費者団体及び適格消費者団体を目指す団体と消費者庁ら関係者が集まり、情報や意見交換を行う「適格消費者団体連絡協議会」が、3月2日（土）、3日（日）に会場とオンラインによるハイブリッド形式で開催されました。ネットとうほくからは、鈴木裕美理事、小野寺友宏理事、窪幸治検討委員、新野貴久子・金野倫子事務局職員の5名がオンラインにて参加しました。

連絡協議会の1日目は、開会挨拶、消費者庁からの報告に続き、①大阪大学大学院武田直大教授による基調講演、③差止請求訴訟（消費者機構日本：山梨県事案、消費者ネットおかやま：インシッブ事案）、共通義務確認訴訟（消費者支援機構関西：株式会社ラドルチェ事案、埼玉消費者被害をなくす会：ライフティ株式会社事案）の報告などがあり、活発な意見交換が行われました。

2日目は、①成城大学法学部町村泰貴教授が行った「適格消費者団体の差止請求に関する実態調査と機能評価の試み」の中間報告、②「地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願活動について、③各団体の収益状況など、適格消費者団体の活動の根本に関わる問題についての交流が行われました。

また、連絡協議会に先立ち2つの自主企画を行いました。その中の1つ「差止請求関係に関する情報提供業務（公表）の取扱いについて」が2月29日（木）17:30からZoomにて開催され、ネットとうほくが運営を担いました。当日は、全国24の適格消費者団体や適格消費者団体をめざす団体等が参加しました。

最近の当団体の関心事である「申入等の事案の公表のルールや運用」をテーマとして実施した事前アンケートの回答をもとに、①公表の内容や範囲、②公表の時期（タイミング）、③公表の手続きについて（事前に相手方に示して意見を求めるか）、④公表の期間、⑤相手方からのクレームへの対応の5つのテーマについて、各団体の運用に関する情報や意見交換を行いました。

各団体の運用は必ずしも統一されてはならず、各テーマについて、いろいろな配慮や工夫がなされていることがうかがわれました。また、従前から課題となっていた、相手方からの回答書の公表についても、著作権侵害の指摘を回避する方策等について一定の見解が示され、有意義な意見交換となりました。

適格消費者団体を取り組んだ事案の公表は、市民への情報提供として重要な意味を持つものと考えられます。今回の協議で得られた知見を今後の取り組みに活かしていきたいと思えます。



## ■会員の皆さまへのお知らせ～2024年度通常総会～

ネットとうほく 2024年度通常総会を下記の通り開催いたします。ネットとうほくの活動を振り返るとともに2024年度の活動計画を決定する大事な総会です。是非ご参加下さい。詳細は5月上旬発送予定の「ご案内」をご覧ください。また、総会終了後には、総会記念企画を行う予定です。

日 時：2024年6月22日（土）10:30～11:20

場 所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2丁目9-18）

\* 記念企画を11:30～開催予定です。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定NPO法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp